

スマート農業技術の開発とその供給に取り組む事業者への新たな支援制度がスタートします！

スマート農業技術活用促進法※

「開発供給実施計画」の認定を受けることで
さまざまなメリット措置が受けられます。

計画認定による受けられるメリット措置

➤ 日本政策金融公庫から長期低利の融資※を受けられます。

- 償還期限を25年以内とする等、大規模投資にも対応
- 据置期間を5年以内とし、事業者の初期償還負担を軽減
- 貸付金の使途に設備投資だけでなく長期運転資金も設定

※開発した製品の供給の取組に必要な資金が貸付対象です（研究開発の取組は貸付対象外）

➤ 農研機構が全国に有する研究設備等を利用することができます。



試験ほ場



ロボットトラクタ

➤ 会社の設立や出資の受入れ等の際、税制上の優遇措置が受けられます（登録免許税の軽減）

➤ 行政手続のワンストップ化が可能です。

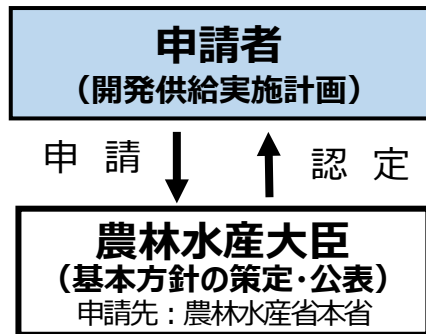
- ドローン等の無人航空機による農薬散布等の特定飛行を行う場合の航空法上の許可・承認の手続がワンストップ化されます。（航空法の特例）

➤ 新品種の品種登録を行う場合の出願料・登録料が減免されます。
（種苗法の特例）

➤ 中小機構による債務保証が受けられます。
（農業競争力強化支援法の特例）

認定の対象となる事業活動については裏面へ ➡

※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律
令和6年6月21日公布、令和6年10月1日施行予定です



<申請者>

スマート農業技術の開発・供給を行う事業者

- ・ 農機メーカー
- ・ スタートアップ
- ・ サービス事業者
- ・ 大学、公設試験研究機関 等

認定の対象となる事業活動

スマート農業技術等の開発（①）と開発した製品の供給（②）を一体的に取り組む事業活動が対象です。

① スマート農業技術等の開発

(主な要件)

- ☑ 基本方針に掲げる**開発供給事業の促進の目標**の達成に資すること
- ☑ **スマート農業技術等※に該当**する技術であること 等

※ スマート農業技術の他、その効果を高める**種苗、肥料、農薬その他の農業資材**も対象です。



② スマート農業技術等の供給

(主な要件)

- ☑ 農作業の慣行的な方法と比べて**品質又は費用の面で優位性を有すること**
- ☑ 当該農業資材を適切に使用するために**必要な措置（アフターサービス）を実施**すること。
- ☑ 当該スマート農業技術に**適合した生産の方式の内容を明確**にし、その供給に当たって**一体的に普及**するよう努めること 等



「開発供給事業の促進の目標」とは…

人口減少下においても生産水準の維持を可能とする労働時間の削減割合及びその実現に必要なスマート農業技術等を「開発供給事業の促進の目標」として、農林水産大臣が設定。

(抜粋) 果樹・茶作の場合

農作業の区分		スマート農業技術等	生産性の向上に関する目標
営農類型等	農作業の種類		
果樹・茶作 (かんきつ、りんご、かき、ぶどう、くり、うめ、日本なし、もも、おうとう、茶等)	栽培管理	・自動収穫機の汎用化等を通じた受粉、摘果、摘粒、摘葉、ジベレリン処理、剪定、剪枝、整枝、被覆等の省力化に係る技術	労働時間 60%削減
	除草及び防除	・急傾斜地等の不整形な園内における自律式走行除草機等の除草作業の省力化に係る技術 ・ドローンや自律走行型の農薬散布機等の防除作業の省力化に係る技術	労働時間 80%削減

<取組例>



複数の事業者が**共同して申請**することも可能です！

【農機メーカーによる取組】

- ① ネギの自動農薬散布ロボットの開発



【サービス事業者による取組】

- ② 開発した①の技術を用いた農薬散布サービスの展開



実施期間は、原則**5年以内**です

ただし、新品種の育成等、事業の実施に相当な期間を要する場合は10年以内で設定可能です

